

全国児童福祉主管課長会議 (内閣府)

平成20年2月22日

内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)
仕事と生活の調和推進室
少子・高齢化対策担当

目 次

1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針、 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略について 3
2. 地域における少子化対策の推進体制について	
① 1月22日全国都道府県財政課長等会議配布資料(②を含む)...	8
② 「総合的な少子化対策の推進について」 (平成20年1月22日付3局長等連名通知)10
③ 「総合的な少子化対策の推進体制の充実について(参考)」16
(同日付課長等通知)	
④ 「少子化対策連携促進サイト」の開設について20
3. 仕事と生活の調和の推進について	
① 「「仕事と生活の調和推進室」のお知らせ及び各都道府県の 担当部署の御登録のお願いについて」(同日付参事官通知)24
② 仕事と生活の調和推進会議(都道府県労働局主催)について29
③ 仕事と生活の調和ポータルサイトの立ち上げについて30
4. その他	
① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)連続シンポジウムの 開催について34
② 平成20年度「家族・地域のきずな」フォーラム、官民連携 子育て支援推進フォーラムの共催について(依頼)35
③ 企業参画型子育て支援事業(内閣府委託)について(お願い)43
[資料編]	
○ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(本文)47
○ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進と 少子化対策について(関連データ等)65
○ 平成20年度少子化社会対策関係予算案のポイント85
○ 社会保障国民会議(第1回)資料93

(別冊) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章
仕事と生活の調和推進のための行動指針

1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び
行動指針、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に
ついて

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針、 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のポイント

○ 重点戦略については、昨年2月に検討会議(議長:官房長官)を設けて検討開始。6月の中間報告を経て、12月に全体像をとりまとめた。

○ 仕事と生活の調和の実現については、7月以来官民トップ会議(議長:官房長官)を設けて検討開始。12月に憲章及び行動指針をとりまとめた(重点戦略にも反映)。

策定の視点

- (1) 少子化の背景には、結婚、出産・子育てに関する希望と現実の乖離が存在。
- (2) 働き続けることと結婚して子どもを持つことの「二者択一」を迫られている状況を解決する必要。

(人口減少に伴う労働力人口減少は経済成長面からも問題)

⇒ 「二者択一」構造解決のため、

- ① 働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現
- ② 多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の再構築を「車の両輪」として進めていく必要。

概要

(1) 仕事と生活の調和の実現

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現に向けた国民各層それぞれの取組を促すもの。

(2) 子育て支援策の再構築

- ① 仕事と生活の調和を進め、希望どおり結婚、出産・子育てができるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備が必要。
- ② ①のためには一定程度の効果的な財政投入が必要。財源は次世代の負担によって賄うことのないようその時点で手当が必要。

※家族政策関連支出(2003年度)は、我が国がGDP比0.75%であるのに対し、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン等では概ねGDP比2~3%を投入。

※フランスの家族関係支出を日本の人口規模に換算すると10.6兆円。(※日本は3.7兆円(2003年度))

※女性の就労希望等がすべてかなった場合の社会的コストの追加所要額は、1.5兆~2.4兆円。

今後の対応

(1) 平成20年度予算案に反映。

(2) 家庭的保育や一時預かり等の制度化、企業や自治体の次世代育成支援行動計画の策定及び取組の一層の推進等については、先行して取り組む。

⇒ 児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正

(3) 更に、費用分担等を含む具体的な制度設計については、税制改正の動向を踏まえつつ引き続き議論。

※(2)、(3)については社会保障審議会に少子化対策特別部会を設けて審議。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

I 意義・緊要性

【従来】働き方の見直しは個々の企業の取組に依存→一部が先進的に取り組み、社会的広がりが欠如
 【今般】経済界、労働界、地方のトップで協議、合意 → 社会全体を動かす大きな契機に

【働き方の二極化等】

- 競争の激化、経済低迷や産業構造の変化 → 正社員以外が大幅に増加、正社員の労働時間の高止まり
- かつては専業主婦。現在は過半数が共働き世帯。→働き方や子育て支援などの社会的基盤は従来のまま
- 男女の固定的な役割分担意識が残存

【仕事と生活の間で問題を抱える人の増加】

- 正社員以外の働き方の増加→経済的に自立できない層
- 長時間労働→「心身の疲労」「家族の団らんを持っていない層」
- 働き方の選択肢の制約→仕事と子育ての両立が困難

【少子化対策や労働力確保が社会全体の課題に】

- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限定。女性、高齢者等の多様な人材を活かせない

○個人の生き方や

- 人生の段階に
応じて多様な
働き方の選択
を可能にする必要
- 働き方の見直し
が、生産性の
向上や競争力
の強化に=「明日への投資」

II 「憲章」及び「行動指針」

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的な取組の大きな方向性の提示)

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の策定 施策の方針)

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階にに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定

(代表例)

- 就業率(②、③にも関連)
 <女性(25~44才)>
 64.9% → 69~72%
- <高齢者(60~64才)>
 52.6% → 60~61%
- フリーターの数
 187万人 → 144.7万人以下
 (いずれも 現状 → 10年後)

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
 10.8% → 半減
- 年次有給休暇取得率
 46.6% → 完全取得

- 第1子出産前後の女性の継続就業率
 38.0% → 55%
- 育児休業取得率
 (女性) 72.3% → 80%
- (男性) 0.50% → 10%
- 男性の育児・家事関連時間
 (6歳未満児のいる家庭)
 60分/日 → 2.5時間/日

社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映

関係者が果たすべき役割

企業と働く者

協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む

国・地方公共団体

国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策への積極的な取組、地域の実情に応じた展開

重点戦略（仕事と生活の調和に関する部分以外）

I 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方

①親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 就業希望者を育児休業と保育（あるいはその組合せ）で切れ目なくカバーできる体制、仕組みの構築
- そのための制度の弾力化（短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、家庭的保育など保育サービスの提供手段の多様化）
- 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行

②すべての子どもの健やかな育成を支える 対個人給付・サービス

- 一時預かりをすべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして再構築（一定のサービス水準の普遍化）
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施

③すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

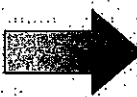
- 妊婦健診の望ましい受診回数確保のための支援の充実
- 各種地域子育て支援の面的な展開（全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の整備）
- 安全・安心な子どもの放課後の居場所の設置
- 家庭的な環境における養護の充実など、適切な養育を受けられる体制の整備

（社会的コストの試算）

効果的な財政投入の必要性

児童・家族関連社会支出額
（19年度推計）約4兆3,300億円
（GDP比0.83%、欧州諸国では2～3%）

※現在の費用構成は、国・地方公共団体の公費が約8割、企業・個人の保険料等が約2割



推計追加所要額 1.5～2.4兆円

※フランスの家族関係支出を日本の人口規模に換算すると約10.6兆円

- 上記の考え方に示した給付・サービスの充実、とりわけ仕事と家庭の両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要
- これは単なるコストではなく「未来への投資」として、効果的な財政投入が必要
- 諸外国と比較しても特に厳しい財政状況の下で、その費用を次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要

《具体的な制度設計の検討》

- 給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国・地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき

《先行して取り組むべき課題》

- 制度設計の検討とともに、家庭的保育の制度化や一時預かり事業等の法律的な位置づけの明確化、地方公共団体や事業主が策定する次世代育成支援の行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応、社会的養護体制の充実などの課題について20年度において先行実施すべき

II 利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- 利用者の視点に立った点検・評価手法を構築
- 平成21年度までの現行のプラン（「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画）の見直しに当たって、利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映（PDCAサイクルを確立）

III おわりに ～支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革～

- 施策の必要性和有効性について十分に国民に説明し、理解を浸透
- 自然に子育ての喜びや大切さを感じられるよう社会全体の意識改革のための国民運動

2. 地域における少子化対策の推進体制について

少子化対策の推進体制の整備(協力依頼)

政府は、少子化対策の推進のため、昨年末、仕事と生活の調和憲章・行動指針や「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、各般の施策を展開することとしております。都道府県、市町村におかれましても、ご趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

1 地方公共団体における少子化対策の推進体制の充実(別添)

仕事と生活の調和の実現と子育てを支える社会基盤の整備の二つの取組を「車の両輪」として、地域における少子化対策を推進していくため、以下点につきご協力をお願いします。

(1) 庁内の部局横断的な推進体制を設置

首長の下、関係部局から構成する少子化対策推進本部を設置する等、少子化対策を推進するための庁内体制の整備。

(2) 地域連絡協議会の設置等

地域における企業や、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、労働基準監督署、公共職業安定所、保健・医療、福祉、教育関係者等と恒常的に意見交換を行い、協働して取り組むための協議会の設置。

(3) 地方交付税措置の拡充

上記の取組を含め、平成 20 年度に、市町村の少子化対策事業に係る地方交付税措置を拡充する予定。

2 関連諸施策との連携

(1) 今般、内閣府に仕事と生活の調和推進室を設けましたので、お気軽にアクセスをお願いします。

また、厚生労働省においては、平成 20 年度予算案において、都道府県ごとに労働局が事務局となって、関係者からなる「仕事と生活の調和推進会議」を設けることとしており、追って連絡がありますので、その際には、都道府県にもご参画をお願いいたします。

(2) 内閣府では、本年度中に少子化対策連携促進サイトを立ち上げる予定であり、その中で、国と各地方公共団体の少子化対策推進本部を結び、相互に情報共有を図ることができるよう準備を行っています。促進サイトが開設された折には、ご連絡いたしますので、積極的に参加いただき、ご活用ください。

【参考】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 / 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
⇒ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

お問い合わせ先 少子化対策担当	田中、時末まで (電話) 03-3581-1403
※特に仕事と生活の調和関連に関しては 仕事と生活の調和推進室 能坂、清水まで (電話) 03-3581-9268	